

安保法を問う

2015・10・23

論説

国会は歯止めとなるか

集団的自衛権の行使で防衛出動を命じる際には原則、事前の国会の承認が必要だ。だが、前提となる事態の認定に「特定秘密」が含まれる場合はどうか。国会は歯止めとなる役割を果たせるのか。

「政府に行き過ぎた場合は、国会が歯止めをかける」「自衛隊の派遣を命ずるときは政府のみならず国会の判断も仰ぎ、民主主義国家として慎重の上にも慎重に判断する」。

安全保障関連法の国会審議では、安倍晋三首相らは繰り返し、このようなフレーズで、民主的統制を強調してきた。「国会承認」という民主的な手続きを踏むことで「一般的に防衛出動をコントロールできる」と解された。

だが、存立危機事態や重要影響事態で自衛隊を派遣するときには、日本の領土の外で切迫した軍事的事態が進行しているときだ。集団的自衛権の本質は他国の戦争に参加するにたがらず、その「他国」からの情報などが、特定秘密保護法に基いた「特定秘密」に当たることを考えられる。

10月1日は、田舎元・防衛相が七月の国会答弁で認めている。「事態の認定の前提となった事実等に特定秘密が含まれる場合も考えられる」としてたしまた、「そのような場合も、特定秘密にかかわらないようにする形で国会や国民の皆が、事実認定の根拠を踏まえずに考えたりするで回すことは、特定秘密にかかわらないようにする形」では、いかにもおぼろげな表現である。特定秘密を国会の限られた「秘密会」で提示できる定めはあるが、むしろ具体的な重要情報を隠したまま、抽象的な表現にして国会に説明する懸念がある。

事態の認定という重大場面では、情報に覆いをかけられれば、適切な判断ができるはずがない。国会議員が十分な情報を得ない限り、国会の歯止めは期待できない。確かに国会の「秘密会」に情報提供される場合も考えられるが、そのとき国会議員は内容を漏らしてはならないと求めた。国民まで情報は届かない。

特定秘密保護法では「国機機密の運用」や「特定秘密保護法」指針で「秘密会」の「武器、弾薬の種類や数量」「たしまた秘密にすべき。集団的自衛権で自衛隊がどのような活動をしたのか、事前チェックも事後チェックも困難ではないのか。国会はたしまたなる政府の追認機関ではな